

令和5年6月29日からの大雨について (第16報)

1 厚生労働省における対応

(1) 6/29 15:00 厚生労働省災害情報連絡室設置

2 医療関係

(1) 医療関係全般 (7月10日10時30分時点)

・各都道府県に対し、大雨の影響による医療施設等の被害情報について EMIS 等を通じた情報収集、情報提供を依頼。また、都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、気象・防災情報に留意しつつ、必要な行動をとることや非常用自家発電設備の燃料を確保しておくことなどの注意喚起を依頼 (6/29)。

6月30日 長崎県 EMIS 警戒モードに切り替え。

⇒7月1日 EMIS 警戒モード解除

6月30日 大分県 EMIS 警戒モードに切り替え。

6月30日 鹿児島県 EMIS 警戒モードに切り替え。

⇒7月5日 EMIS 警戒モード解除

7月1日 広島県 EMIS 警戒モードに切り替え。

⇒7月1日 EMIS 警戒モード解除

⇒7月9日 EMIS 警戒モードに切り替え。

7月1日 山口県 EMIS 警戒モードに切り替え。

⇒7月4日 EMIS 警戒モード解除

⇒7月10日 EMIS 警戒モードに切り替え。

7月1日 岐阜県 EMIS 警戒モードに切り替え。

⇒7月2日 EMIS 警戒モード解除

7月3日 熊本県 EMIS 警戒モードに切り替え。

⇒7月5日 EMIS 警戒モード解除

7月3日 宮崎県 EMIS 警戒モードに切り替え。

⇒7月6日 EMIS 警戒モード解除

7月8日 島根県 EMIS 警戒モードに切り替え。

7月10日 福岡県 EMIS 警戒モードに切り替え。

7月10日 佐賀県 EMIS 警戒モードに切り替え。

(2) 医療施設の被害状況（7月10日10時30分時点）

福岡県内で2医療機関で浸水被害の報告あり、現在情報収集中。うち1医療機関では停電が発生し、非常用電源で対応中。

(3) DMA Tの活動状況（7月10日10時30分時点）

大雨特別警報が福岡県及び大分県に発令されていることにより、九州ブロック及び隣県である山口県のDMA Tが待機しているが、現時点で出動はない。

(4) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売販売業関係

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

3 生活衛生・食品安全関係

(1) 水道の被害状況

① 断水の状況

- ・長野県内の1事業者において、約10戸が断水。なお、断水解消済み。
- ・静岡県内の1事業者において、約420戸が断水。なお、断水解消済み。
- ・島根県内の1事業者において、約80戸が断水。なお、断水解消済み。
- ・山口県内の2事業者において、約6,490戸が断水。なお、断水解消済み。
- ・熊本県内の5事業者において、約320戸が断水。なお、断水解消済み。
- ・大分県内の1事業者において、約1,000戸が断水。なお、断水解消済み。
- ・引き続き情報収集に努める。

県・市町村 ・事業者名	断水戸数（戸）		断水 期間	被害等の状況
	最大	現在		
【長野県】 いいじままち 飯島町	約10	0	7/1～ 7/1	・原水の濁り
【静岡県】 しまだし 島田市	約420	0	7/5～ 7/5	・落雷による取水ポンプ損傷
【島根県】 おおだし 大田市	約80	0	7/9～ 7/10	・管路損傷
【山口県】 みねし 美祢市	約5020	0	7/1～ 7/7	・道路崩落による配水管損傷 ・送水ポンプ場冠水による機器故障
しものせきし 下関市	約1470	0	7/1～	・浄水場冠水による機器故障

				・生活用水として配水
【熊本県】 やっしろし 八代市	約20	0	7/4～ 7/4	・管路閉塞
みさとまち 美里町	約10	0	7/4～ 7/4	・原水の濁り
にしはらむら 西原村	約160	0	7/3～ 7/3	・土砂崩れによる送水管損傷
みふねまち 御船町	約10	0	7/3～ 7/4	・添架管損傷等
やまとちよう 山都町	約120	0	7/3～ 7/4	・落橋による配水管損傷等
【大分県】 このえまち 九重町	約1000	0	6/30～ 7/1	・原水の濁り
合計※	約8320	0		

※：各市町村等の断水戸数の合計
以上

4 社会福祉施設等関係

(1) 高齢者関係施設の被害状況

山口県美祢市において2施設に床上浸水あり。(7/8)

上記被害があった施設において、人的被害なし。(7/8)

引き続き情報収集に努める。

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			浸水等		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
山口県	2	2	2	2	-	-	-	-
みねし 美祢市	2	2	2	2	-	-	-	-
合計	2	2	2	2	-	-	-	-

(2) 障害者関係施設の被害状況

山口県宇部市において1施設に停電及び断水あり⇒復旧済(7/2)

上記被害があった施設において、人的被害なし。(7/2)

引き続き情報収集に努める。

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			浸水等		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
山口県	1	-			1	-	1	-

うべし 宇部市	1	-		1	-	1	-
合計	1	-		1	-	1	-

(3) その他

各都道府県・指定都市・中核市に対し、大雨の影響による社会福祉施設等の被害情報の収集体制の確保や停電時の支援体制の確認とともに、速やかな被害状況の把握と情報提供を依頼。併せて、都道府県等を通じて、社会福祉施設等の管理者に対し、気象・防災情報やハザードマップに留意しつつ、早期避難など必要な対策をとるよう注意喚起を依頼。(6/29)

5 保健・衛生関係

(1) 人工呼吸器在宅療養難病患者

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(6/29)。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼(6/29)。

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 人工透析

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。(6/29)

鳥根県および鳥根県透析医会に対し、災害救助法が適用された出雲市において透析医療の被害状況を把握した場合には情報共有するよう依頼した。(7/8)

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 被災者の健康管理

・各都道府県・保健所設置市・特別区に対し、連絡体制の確保を要請(6/30)。

現時点で保健所の被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

・各都道府県・保健所設置市・特別区に対し、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するための事務連絡を送付し、避難所生活を送る被災者の方々の健康管理を行うに当たり、十分な対策を行うよう要請(6/30)。

(4) 避難所における咳エチケットや手指衛生、換気の徹底といった感染予防対策を含め、災害に係る感染症予防対策について事務連絡をリーフレットと共に発出した(7/1、7/9)。

※「令和5年6月29日からの大雨による災害に係る感染症予防対策等に

ついて」(令和5年7月1日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)

※「令和5年7月7日からの大雨による災害に係る感染症予防対策等について」(令和5年7月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)

(5) 公費負担医療

公費負担医療(原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等)について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に事務連絡を发出(7/2、7/9)。

※ 「【事務連絡】令和5年6月29日からの大雨による災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」(令和5年7月2日付け関係課連名事務連絡)

※ 「【事務連絡】令和5年7月7日からの大雨による災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」(令和5年7月9日付け関係課連名事務連絡)

6 地方支分部局関係

(1) 都道府県労働局関係(管内の状況) 【7月1日(土)17:30時点】

7/1(土)山口労働局管内の被害状況について、以下のとおり。

・庁舎：防府所の書庫の雨漏り(金だらひ半分くらい)、その他の庁舎は被害なし

・人的：現時点で負傷者の連絡なし。

・家屋：浸水被害3名、うち1名は、自家用車水没。

なお、局及び署所ともに、月曜日の開庁に支障はなし。

7 医療保険関係

○ 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生(支)局に要請(7/1)。

※「令和5年6月29日からの大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」(令和5年7月1日付け保険局医療課事務連絡)を送付(7/1)。

○ 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生(支)局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨を周知。

○ 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料(税)・

一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和5年7月1日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付（7/1）。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

○ 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「令和5年6月29日からの大雨による災害による後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（令和5年7月1日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（7/1）。

○ 被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化を実施（7/1）。関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（7/1）。

※「令和5年6月29日からの大雨伴うオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和5年7月1日付け保険局医療介護連携政策課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）を送付（7/1）。

8 障害者支援関係

(1) 被災した要援護障害者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（7/1山口県、7/8島根県）

(2) 指定就労継続支援 A 型事業者の運営に関する基準の取扱い等について

被災した就労継続支援 A 型事業所等について、生産活動収入の減少が見込まれるときには、自立支援給付を賃金等に充てても差し支えない旨を都道府県等に周知。（7/1、7/8）

(3) 障害児者の安否確認等について

市町村が障害児者についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を都道府県等に周知。（7/2、7/8）

(4) 特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について

特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の被害を受けた被災者に係る所得制限の特例措置等について都道府県等に要請（7/10）

9 介護保険関係

(1) 被災に係る介護報酬等の取扱いについて

要介護高齢者等や介護サービス事業所が被災した場合における介護報酬等の取扱いについて、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知（7/1及び7/9）。

(2) 被災した要介護高齢者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（7/2山口県及び7/8鳥根県）。

当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡（7/2及び7/8）。

また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出（7/2及び7/8）。

(3) 被災した要介護高齢者等の安否確認等について

市町村が要介護高齢者等について、地域包括支援センターや介護支援専門員等への協力依頼等の方法により、安否確認を行うとともに、必要なサービス提供につなげる旨を周知（7/2山口県及び7/8鳥根県）。

日本介護支援専門員協会に対し、要介護高齢者等の被害状況の把握について協力を依頼（7/2及び7/8）。

(4) 避難所等で生活する要介護高齢者への配慮事項等について

災害救助法が適用された自治体に対して、避難所等で生活する要介護高齢者に対する支援にあたって、必要なサービスが受けられるよう、居宅介護支援事業者等に協力を依頼するよう要請（7/2山口県及び7/8鳥根県）。

10 災害ボランティア関係

○ 社会福祉協議会において災害ボランティアセンターが開設されている市町村は、2県3市町であり、詳細は下表のとおり。

県名	市町村名	開設日	閉鎖日
山口県	やまぐちし 山口市	7月3日	—

	みねし 美祢市	7月3日	—
熊本県	ましきまち 益城町	7月6日	—

※ニーズ調査中のためボランティアの募集を開始していない場合等がある。
 ※募集範囲を当該市町村内や同一県内在住者等に限定している場合がある。

11 雇用関係

○ 雇用保険関係

- ・ 各都道府県労働局宛に事務連絡を発出し次の事項を指示（7/3）。（事務連絡「令和5年6月29日からの大雨による災害にかかる被害に対する失業等給付関係対策の実施について」）
 - ① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等
 - ② 被災地域の受給資格者に対する配慮（失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等）を行うこと

12 労働関係

（1）勤労者生活関係

① 勤労者退職金共済機構

- ・ 被災した共済契約者（事業場）の掛金についての納付期限の延長、支払手続の簡素化等の取扱いが可能な旨を機構ホームページにて周知（7/3）。
- ・ 被災した財形持家転貸融資返済中の方に対する返済猶予等の措置及び住宅等に被害を受け新たに財形持家転貸融資を受ける方に対する貸付金利引下げ措置を機構ホームページにて周知（7/3）。

② 労働金庫（ろうきん）

- ・ 通帳等のない場合の預金引き出し等及び特別融資の実施について、労働金庫のホームページにて周知（中国労働金庫（7/3））。

（2）労働基準関係

- ・ 各都道府県労働局に事務連絡を発出し、被災地域における労働基準関係の業務運営について指示（7/3）。（事務連絡「甚大な自然災害時における労働基準関係行政の運営について（令和5年6月29日からの大雨による災害）」）
 - ① 労災保険給付の請求について、事業主等の証明が受けられなくても請求書を受理する等の手続きの簡略化
 - ② 労働保険料等の納付について、事業主等からの申請に基づく猶予措置等の実施

③企業が倒産等し賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化

- ・（独）労働者健康安全機構において専用のダイヤルを設け、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルス・健康相談に対応（7/3～）
- ・ 労災年金担保債権管理回収業務における返済条件の緩和等について、実施機関の（独）福祉医療機構のホームページにより周知。（7/3）

13 年金関係

- （1）日本年金機構に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう指示するとともに、市町村に対しても周知（7/3）。

※平成16年12月10日に発出した「災害に伴う国民年金保険料の免除事務について（通知）」の再周知について、令和5年7月3日付け厚生労働省年金局事業管理課長通知を送付。

- （2）年金担保債権管理回収業務及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務における返済条件の緩和等について、実施機関の（独）福祉医療機構のホームページにより周知。（7/3）

14 消費生活協同組合関係

- 共済事業を実施する消費生活協同組合及び同連合会に対し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を周知。（7/3）

15 薬局、薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

（1）薬局、薬剤師

- ・ 各都道府県等に対し、注意喚起するとともに、薬局の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（7/3）。
- ・ 現時点の被害状況は以下のとおり。引き続き情報収集に努める。

	被害件数	詳細状況
山口県	山口市3件	浸水3件（営業再開3件）
山口県	美祢市1件	浸水及び停電1件（7/6営業再開1件）
山口県	下関市1件	待合室に外部より水の流入あり1件（営業可1件）

以上